

熊本県警察本部生活環境課ニュース

令和元年11月21日発行



【担当】許可等事務担当室 ☎096-381-0110(3184・3188)

令和元年12月に所管法令が改正されます

1 施行日

令和元年12月14日

2 改正される所管法令

(1) 風俗営業等

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）

(2) 古物営業

- ア 古物営業法（昭和24年法律第108号）
- イ 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）

(3) 質屋営業

- ア 質屋営業法（昭和25年法律第158号）
- イ 質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）

(4) 警備業

- ア 警備業法（昭和47年法律第117号）
- イ 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）
- ウ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）

(5) インターネット異性紹介事業

- ア インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）

イ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）

(6) 探偵業

ア 探偵業の業務の適正化等に関する法律（平成18年法律第60号）

イ 探偵業の業務の適正化等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）

3 改正の概要

(1) 法律

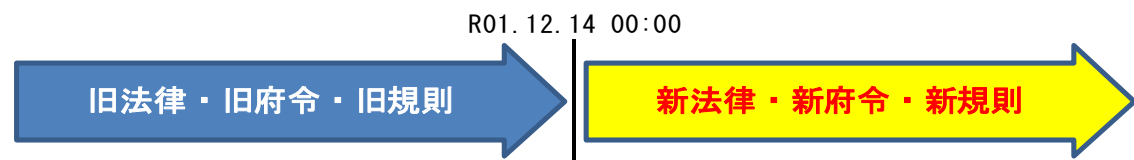
ア 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）の趣旨を踏まえ、人的欠格事由から「成年被後見人」と「被保佐人」が除外されます。

イ 前記アの代替え措置として、「心身の故障がある者」の適格性に対する個別審査規定が設けられます。（府令・規則委任）

(2) 府令・規則

ア 添付書類から「成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」（以下「登記事項証明書」という。）が除外されます。

イ 人的欠格事由が変更になることから、添付書類である「誓約書」の記載事項が変更されます。



令和元年12月13日までは、従前のままの取扱いとなりますので、誤りのないように気をつけてください!!